

平成22年3月
京都府建設交通部建築指導課(075-414-5346)
京都市都市計画局建築指導部建築審査課
(075-222-3616)
宇治市都市整備部建築指導課(0774-20-8794)

簡易リフト、エレベーターに関する建築基準法の手続について

事業者の皆様へ

最近、特に工場や作業場等において、建築基準法で定めるエレベーターであるにもかかわらず、建築基準法の規定に基づく手続（建築確認、完了検査、定期検査報告）を受けずに設置されたエレベーターによる死亡又は重大な人身事故が発生しております。

工場や作業場等に設置される簡易リフト、エレベーターに関しては、労働安全衛生法と建築基準法が適用されますが、事故を起こしているエレベーターについては、建築基準法の規定に基づく手続がされておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

企業等のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められる昨今、事業者におかれましては、工場や作業場等に簡易リフト、エレベーターを設置される際は、労働安全衛生法に係る設置届又は設置報告書と、建築基準法の規定に基づく手続（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いいたします。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、裏面に記載している京都市、宇治市及び各土木事務所の担当部署までお願いいたします。

建築基準法では、

▶ **簡易リフト**

▶ **1t未満のエレベーター**

についても、原則として、

建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。

【問い合わせ先】 建築基準法に関する問い合わせは下記までお願いします。

設置場所	担当窓口 及び 問い合わせ先
京都市	京都市 都市計画局建築指導部 建築審査課 設備審査係 電話 075-222-3616
宇治市	宇治市 都市整備部 建築指導課 電話 0774-20-8794
向日市、長岡京市、大山崎町	京都府 乙訓土木事務所 建築住宅課 電話 075-931-2478
城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	京都府 山城北土木事務所 建築住宅課 電話 0774-62-2246
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府 山城南土木事務所 建築住宅課 電話 0774-72-9521
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府 南丹土木事務所 建築住宅課 電話 0771-62-0364
福知山市	京都府 中丹西土木事務所 建築住宅課 電話 0773-22-5144
舞鶴市、綾部市	京都府 中丹東土木事務所 建築住宅課 電話 0773-42-8785
宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町	京都府 丹後土木事務所 建築住宅課 電話 0772-22-2703

【参考】 労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で、積載荷重0.25 t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<p>■エレベーター かごの面積1㎡超かつ高さ1.2m超</p> <p>■簡易リフト かごの面積1㎡以下又は高さ1.2m以下</p>	<p>■エレベーター かごの面積1㎡超又は高さ1.2m超</p> <p>■小荷物専用昇降機 かごの面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下</p>
		<p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>